

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
令和 7 年第 3 回設楽町議会定例会 (第 3 日) 会議録

令和 7 年 9 月 24 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会 (第 3 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 七原 剛 | 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 原田直幸 |
| 10 金田敏行 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第 1 議案第 5 4 号

設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 5 5 号

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 5 6 号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 5 7 号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第58号

設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第6 議案第59号

設楽町下請等共同作業所条例の廃止について

(総務建設委員長報告)

日程第7 議案第60号

令和7年度設楽町一般会計補正予算(第3号)

(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)

日程第8 議案第61号

令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第9 議案第62号

令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第10 議案第63号

令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第11 議案第64号

令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)

(総務建設委員長報告)

日程第12 議案第65号

令和7年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第1号)

(総務建設委員長報告)

日程第13 議案第66号

令和7年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)

(総務建設委員長報告)

日程第14 議案第67号

令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第15 議案第68号

令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

日程第16 請願第1号

設楽町段戸沖ノ平・駒ヶ原の自然と暮らしを守る条例制定を求める請願

(文教厚生委員長報告)

日程第17 陳情第12号

高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)

日程第 18 陳情第 13 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を
求める陳情書
(文教厚生委員長報告)

日程第 19 要望第 2 号

設楽町独自の授業料等支援制度の継続・拡充に関する要望書
(文教厚生委員長報告)

日程第 20 認定第 1 号

令和 6 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 21 認定第 2 号

令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 22 認定第 3 号

令和 6 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 23 認定第 4 号

令和 6 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 24 認定第 5 号

令和 6 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 25 認定第 6 号

令和 6 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 26 認定第 7 号

令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 27 認定第 8 号

令和 6 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 28 認定第 9 号

令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

日程第 29 認定第 10 号

令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 30 認定第 1 1 号

令和 6 年度設楽町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 31 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 32 発議第 3 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を
求める意見書 (案)

(追加)

日程第 33 発議第 4 号

高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める意見書
(案)

(追加)

日程第 34 選挙第 1 号

選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

(追加)

日程第 35 議案第 6 9 号

設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について

(追加)

日程第 36 議案第 7 0 号

財産取得契約の締結について

(追加)

日程第 37 議案第 7 1 号

財産取得契約の締結について

(追加)

日程第 38 議案第 7 2 号

設楽町手数料条例の一部を改正する条例について

(追加)

日程第 39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 40 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ここ1週間ほど、めっきり秋めいてまいりました。温度差からくる体調管理には十分御配慮願いたいと思います。

定刻となりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回設楽町議会定例会第3日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

初めに、町長より発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、9月議会定例会に御参集を賜りまして誠にありがとうございます。議会最終日に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

先ほど、議長のほうからお話もありましたけれども、最近は、朝晩めっきり涼しくなり、津具辺りは朝晩寒いぐらいでありますけれども、というような天候になってまいりました。また、収穫の秋を迎え、町内各所で稲刈りも順調に進んでいるようであります。これから秋の気配を一層感じる気候になりますので、体調管理には十分お気をつけいただきたいというふうに思います。

さて、秋はスポーツの季節でもあります。町内各地でスポーツ関連の行事が多く計画されておりまして、小学校の運動会であります、この土曜日ですか、9月20日に開催され、あいにくの天気でありましたけれども子供たちの元気な声が校庭に響いておりました。

10月に入りますと、議会定例会初日にも申し上げましたけれども、町主催のイベントが多く行われます。

4日には合併20周年記念式典を行い、13日には、町民グラウンドゴルフ大会、26日には奥三河トレイルランニングレースの開催が予定をされております。

合併20周年記念事業では、町に御尽力を頂きました功労者の方々の表彰を行います。

また、各種スポーツイベントを通して、健康維持、増進のため、1人でも多くの町民の方がいろいろなスポーツ大会等へ参加をしていただけるよう呼びかけてまいりたいというふうに思います。

それから、この9月27日土曜日10時から、もう何回目になりますか、小松トンネルの中で、「遊べる建設企業展」を開催いたしますので、アウトドアカレッジもあわせてやる予定をしていますので、ぜひ多くの方の御参加をお願いしたいなと思います。

そしてもう一点。プレミアム付商品券であります、現在6,200冊ほどまだ残りがありますので、10月1日から、今まで上限10冊5万円でありましたが、御一人また追加でもう5万円、もう10冊を買えるようなことをしていこうと思います。今週金曜日の区長便で資料の配布をし、お知らせをした上で10月1日からあわせて販売をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

本日は、過疎地域持続的発展計画の変更1件、財産取得契約の締結2件、条例

改正 1 件を追加として上程をさせていただきました。定例会初日に上程した議案とあわせまして慎重審議の上、適切なる御議決を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

私の任期中、これが最後の議会でありますので、一言お礼を申し上げます。分らないところも多々あって 4 年間務めさせていただきましたが、この議場の席で、議会の中で議員の皆さんといろいろなお話をさしていただき、いろんな議論をさせていただきました。私自身、大変楽しいという怒られるかもしれませんが、面白い 4 年間だったなというふうに思います。また、これから皆さんと一緒にまちづくりをしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。よろしくお願いいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 令和 7 年第 3 回定例会第 3 日の運営について、9 月 19 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会付託の議案 26 件、請願 1 件、陳情 2 件、要望 1 件と本日追加案件で議員提出が 3 件、町長提出が 4 件、継続審査申出が 2 件です。

一括上程する案件は、日程第 1、議案第 5 4 号から日程第 19、要望第 2 号の 19 議案、日程第 20、認定第 1 号から日程第 30、認定第 1 1 号の 11 議案です。それ以外は、順次 1 件ごとに上程します。

質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

詳細は、御手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 日程第 1、議案第 5 4 号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第 19、要望第 2 号「設楽町独自の授業料等支援制度の継続・拡充に関する要望書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、両委員長の報告を求めます。

4 七原 それでは、令和 7 年第 4 回総務建設委員会委員長報告を行います。

令和 7 年 9 月 11 日木曜日午後 3 時から 3 時 13 分、総務建設委員会を開催いたしました。

出席者、総務建設委員会 9 名全員、議長、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長はじめ 9 名の出席をいただいております。

付託された議案 10 件を審査、審議の結果を報告いたします。

審査事件。1「付託事件」。

議案第54号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」。質疑1件、質疑内容は委員長報告を御覧ください。討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号「設楽町下請等共同作業所条例の廃止について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第3号)(総務建設委員会所管)」。

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号「令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)」。

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号「令和7年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第1号)」。

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号「令和7年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」。

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

2「その他」、なし。

以上で報告を終わります。

2 村松(純) 令和7年第4回文教厚生委員会委員長報告を行います。

日時、令和7年9月12日金曜日、午後1時45分から午後3時15分まで。場所は、議場であります。出席者、文教厚生委員会9名全員、議長、事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長ほか計10名の方に参集いただきました。

付託された議案6件、請願1件、陳情2件、要望1件について、審議の結果を報告します。

審査事件。「付託事件」。

(1) 議案第60号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第3号)(文教厚生委員会所管)」。

質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しま

した。主な内容については記載のとおりですので、御参照ください。

(2) 議案第61号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第62号「令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。8

(4) 議案第63号「令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(5) 議案第67号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(6) 議案第68号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算(第1号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(7) 請願第1号「設楽町段戸沖ノ平・駒ヶ原の自然と暮らしを守る条例制定を求める請願」。採択意見2件、趣旨採択意見3件、趣旨採択意見多数で趣旨採択とすべきものと決しました。内容については、記載のとおりでありますので、御参照ください。

(8) 陳情第12号「高額医療の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」。採択意見1件、全員賛成で採択すべきものと決しました。

(9) 陳情第13号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」。採択意見1件。全員賛成で採択すべきものと決しました。

(10) 要望第2号「設楽町独自の授業料等支援制度の継続・拡充に関する要望書」。趣旨採択意見2件、採択意見1件、趣旨採択意見が多数で趣旨採択すべきものと決しました。

2「その他」について、平和式典について令和7年度の平和式典を見送り、令和8年度以降は隔年で開催方針であるという報告を受けました。

以上で報告を終わります。

議長 以上で、両委員長の報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

議案第54号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第５５号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５５号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５５号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第５６号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５６号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５６号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第５７号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５７号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５７号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第５８号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５８号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５８号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第５９号「設楽町下請等共同作業所条例の廃止について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第５９号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第５９号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第６０号「令和７年度設楽町一般会計補正予算（第３号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第６０号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第６０号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第61号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第62号「令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第63号「令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第64号「令和7年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 6 4 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 6 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 6 5 号「令和 7 年度名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 6 5 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 6 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 6 6 号「令和 7 年度津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 6 6 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 6 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 6 7 号「令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 6 7 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 6 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 6 8 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 6 8 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 6 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 次に、請願第 1 号「設楽町段戸沖ノ平・駒ヶ原の自然と暮らしを守る条例制定を求める請願」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

請願第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

請願第 1 号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、陳情第 1 2 号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 1 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長 次に、陳情第13号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第13号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長 次に、要望2号「設楽町独自の授業料等支援制度の継続・拡充に関する要望書」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

要望2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

要望2号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、日程第20、認定第1号「令和6年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第30、認定第11号「令和6年度設楽町下水道事業会計決算の認定について」までの11議案を一括議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託をしますので、委員長の報告を求めます。

9 原田(直) 令和7年設楽町議会決算特別委員会報告を設楽町議会会議規則第77条の規定により行います。

本委員会は、令和7年9月2日火曜日及び9月の9日火曜日に、令和6年度設楽町一般会計歳入歳出決算の概要説明を受け、9月11日木曜日及び9月12日両

日に、一般会計歳入歳出決算、8 特別会計歳入歳出決算及び2 企業会計決算について、慎重審議しました。

その経過と結果は、以下のとおりです。

9 月 11 日午前 9 時から午後 2 時 45 分まで、総務建設委員会所管の審議を行いました。

出席者は、町長、副町長、教育長、以下、役場担当執行部全員と、議長、議会議務局長、委員 9 名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計決算の歳出に関する質疑は 64 件で、内訳については委員長報告を御覧ください。

歳入に関する質疑は 6 件です。

特別会計に関する質疑はありませんでした。

9 月 12 日午前 9 時から午後 1 時 29 分まで、文教厚生委員会所管の審議を行いました。

出席者は、町長、副町長、教育長、以下、役場担当執行部全員と、議長、議会議務局長、委員 9 名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計決算の歳出に関する質疑は 46 件で、内訳については委員長報告を御覧ください。

歳入に関する質疑はありませんでした。

特別会計決算に関する質疑は 1 件で、その内訳については委員長報告を御覧ください。

2 事業会計決算に関する質疑が 4 件で、その内訳については報告書を御覧ください。

続いて、討論に移りました。

質疑後の討論では、一般会計決算に反対する討論 1 名。討論の内容については、本会議で行うということです。一般会計決算を賛成とする討論 1 名。詳細については、本会議で行うということでした。

続いて、採決を行いました

認定第 1 号「令和 6 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」。討論、反対、賛成各 1 名。採決、賛成多数で可決すべきものと決しました。

認定第 2 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、賛成多数で可決すべきものと決しました。

(3) 認定第 3 号「令和 6 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。全員賛成で可決すべきものと決しました。

(4) 認定第 4 号「令和 6 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(5) 認定第 5 号「令和 6 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定に

について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(6) 認定第6号、「令和6年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(7) 認定第7号「令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(8) 認定第8号「令和6年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

認定第9号、「令和6年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(10) 認定第10号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(11) 認定第11号「令和6年度設楽町下水道事業会計決算の認定について」。討論なし。全員賛成で可決すべきものと決しました。

「その他」はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

議長 以上で委員長の報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

認定第1号「令和6年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

8 田中 日本共産党の田中です。私は、一般会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

令和6年度決算は、歳入62億618万8,000円。歳出60億5,404万1,000円、差引き1億5,114万7,000円でありました。

私は、令和6年度新年度予算において、苦しい生活を強いられている町民の暮らし、福祉を支え、かつ町政上の課題を解決することが求められていると述べて、ダム問題、移住定住対策、マイナ保険証、国保料、獣害対策、学校給食の全額無償化、調理場一本化、学校体育館へのエアコン設置、財政運営の現状などの問題点と課題を指摘して、総括的に反対をしました。

今回の決算ではどうなったか。私の意見はほぼ取り入れられていませんが、認定を不可とする立場から、以下、その理由を申し上げます。

ダム対策費は、決算額5,160万4,000円でした。

ダム建設予定地の地質の悪さが指摘される中、ダム本体建設工事さえも予定どおりに進まず、さらなる工期延長が懸念されることになっています。

県による設楽ダム関連事業35事業中、完了は13事業のみで、目標の令和8年度中の達成は、不可能となっています。

しかし、ダム対策費では、それらの事態への対策は何も支出されておらず、それがダム対策費というものと言われるかもしれませんが、全く不可解であります。

35事業の財源確保も難しくなっており、未達成の場合の責任は誰がとるのかと

言いたいわけであります。

ダム工事遅延によって生じている町のダム行政のための人件費追加分の国県に対する実費弁済要求も、今回決算時には実現の報告はありません。

移住定住対策は、決算額 5,984 万 7,000 円でした。人口ビジョンでは、令和 32 年人口 3800 人だったわけでありますが、実際の人口動態は、もう 2 年後には 3,800 人を切りそうな状況です。移住定住対策の破綻を覆い隠すことはもはや困難であり、転換を求めます。

アウトドアのまちづくり、世界ラリー選手権、アジアジュニアオリエンテーションなどにも人口減防止の期待はできず、今こそ、人口流出の食い止めや、昼間人口の町内定住に施策の重点を転換しておくべきであります。

男女共同参画の推進は、決算額、16 万 2,000 円でした。男女共同性参画の推進において、女性登用、中でも役場内の女性の管理職登用が進んでおりません。ジェンダー平等社会の実現の意義を全く理解していないのが、この結果になっていると思います。

マイナカード、マイナ保険証について申し上げます。

マイナカードの取得は任意であると、法律上明記されております。仮に行政上のメリットがあるにしても、個人への強制はすべきではありません。マイナ保険証がなくても、保険診療はこれまでどおり受けられます。マイナ保険証は保険加入者のプライバシー侵害の不安につながり、医療機関からも強制されるべきではないことが訴えられています。

国保会計への一般会計繰入決算額は 4,249 万 6,000 円。国保料に関わる基金繰入決算額は 2,012 万 9,000 円でした。国保料が上がる一方で、耐え難い高額国保保険料になっています。保険料抑制のため基金を繰り入れてきましたが、さらに抑制のための一般会計繰入れを要求したい。県にも保険者として加入者の生活を守る責務がある点を明らかにし、保険料抑制のための県の繰入れを要求すべきであると考えます。

平和、福祉、環境施策について申し上げます。

役場に原爆パネル展は近年なくなっていますが、平和宣言で核廃絶をうたっている町としては、なぜやめたのか、理解ができません。

福祉移送サービスは、決算額 572 万 5,000 円でした。この利用料基本料金 500 円は、継続されたままであります。

介護資格取得支援補助金は、決算額ゼロ円でした。介護士不足で、町内の介護事業者が苦境に立たされている。応募ゼロが続くことにどれだけ危機感を持っているのでしょうか。

母子保健事業は、決算額 224 万 2,000 円でした。合計特殊出生率が 0.52 と報告されたことが、将来人口において極めて危機的な状況ではないでしょうか。

住宅太陽光発電は、決算額ゼロ円でした。県は 2030 年までに温室効果ガスを 26%削減する方針を出しています。施設数の飛躍が求められているのに、これで

よしとするわけにはまいりません。

農林商工、土木施策について申し上げます。

農業振興では、遊休農地を減らす目標が達成できていません。これは、耕作放棄地を減らすのではなく、発生を防ぐという消極的な姿勢が反映しているのではないかと思います。

獣害対策に係る決算額は、3,801万8,000円でした。シカの食害は広がり、ヒルを運び、里山を荒らしています。1,000万円の奨励金を出しても、個体数が減らず、被害が増大しているのであれば、財政効果を疑うべきであり、捕獲一辺倒のカモシカ被害対策の見直しが必要であります。

町道平野清崎線における決算額は、2,608万4,000円でした。ダム絡みの路線で、前年度との合計で設計委託だけで7,000万円近くになっています。延長700メートル、工事費10億円だと言います。こんな豪勢な町道が必要か。厳しい財政の中でこんなことがあるのでしょうか。

空き家対策事業に係る決算額は、108万7,000円でした。これは特定空家解体の補助金でしたが、放置空家についても対策を立てる必要があります。

教育施策の決算について申し上げます。

学校給食の無償化に関わる決算額は、728万8,000円でした。学校給食の無償化は半額補助のままで全額無償化からは後退したままでした。子育て支援策として早く全額無償化を復活すべきであります。

また、調理場一本化には賛成できません。

月45時間以上勤務の先生が今回決算では増えています。順調に減ってきておりましたが、教員の多忙化解消に引き続き努力をお願いするものであります。

学校体育館へのエアコン設置に関わる決算額は、予算額同様ゼロ円でした。学校体育館へのエアコン設置を進めるための交付金制度が創設されました。今回は予算化されていないが、早期の導入を期待したいと思います。

奥三河郷土館に関わる決算額は、751万3,000円でした。入館者は、有料入場者——お金を払って入場した人は600人ほどで、旧郷土館とあまり変わらなくなっているのではないかと思います。1万人の目標は程遠く、今から思いますと、大きな事業には費用効果の検討が必要なことを教訓にしなければならないと思います。

最後に、財政問題について申し上げます。

地方交付税の歳入決算額は、28億9,418万円でした。地方財政計画では、地方税が過去最高を更新すると見込んでいました。交付税も初の1兆円増と言われていたのが、当初予算では、地方交付税は昨年同様として27億4,640万2,000円としました。住民要求実現の財源は、不十分ながら存在しておったわけであります。何でも引き締めて住民要望に冷たい姿勢をとるのは認められません。財政が厳しいといって、財布のひもをきつくるだけが財政ではない。町民の願いにこたえる財政運営を要求するものであります。

以上の理由で、決算認定を不可とするものであります。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

2 村松(純) 私は、令和6年度設楽町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

本決算は、町財政の健全性を保ちながら、町民福祉の向上や地域の活性化に寄与していると評価し、決算の認定を可とすべきものと考えます。

賛成の理由として、まず、予算執行において大きな逸脱や無駄遣いを見られず、収入、支出ともに計画どおり運営されていること、また、地域インフラ整備や福祉施策、さらに子育て支援や移住定住対策、空き家対策など、将来を見据えた施策にも一定の成果が上がっており、町の持続可能な発展に貢献していることや、監査委員による評価も適正であり、健全化比率も健全であること。

そのほか、基金の運用やアウトドアのまちへの取組、ふるさと納税への取組やDXによる業務の軽減において、職員自らアプリをつくり運営するなど、すぐには成果は見えないかもしれませんが、必ず今後の成果につながる取組、次世代の未来につながるまちづくりが行われていること。

これらの点から、町の将来を見据えた、適切な財政運営が行われていると評価するものであります。

最後に、人口減少、高齢化が進む中、医療福祉や公共施設の維持管理など、将来に大きな負担が見込まれる分野の見通しについて、より具体的な計画を立てることや、住民の意見を取り入れる機会を増やし、町政の内容をより町民に分かりやすくすることを要望して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第2号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第3号「令和6年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第4号「令和6年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第5号「令和6年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第6号「令和6年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第7号「令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第8号「令和6年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 8 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第 9 号「令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 9 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 9 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第 10 号「令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 10 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 10 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、認定第 11 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 11 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 次に、日程第31「所掌事務の調査報告」を議題とします。

ダム対策特別委員会の委員長報告をお願いいたします。

7山口 それでは、令和7年第3回設楽町議会ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。なお、御手元に、委員会の内容を配付してございますので、朗読を避け、要点のみ報告させていただきます。

日時は、令和7年9月17日木曜日、9時28分から10時35分まで、議場で審査を行いました。

出席者は、設楽ダム対策特別委員会6名全員、金田議長、そして、米倉議会事務局長。設楽町としましては、設楽町長はじめ8名、参加をいただきました。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、舘井所長ほか13名。愛知県豊川水系対策本部からは、杉山副本部長、舟橋事務局長ほか4名の参加をいただきました。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは、池野所長ほか2名の参加をいただき、開催をいたしました。

冒頭、議長、土屋町長、舘井所長、杉山副本部長より挨拶を頂きました。

「審査事件」といたしましては、所掌事務の調査といたしまして、設楽ダム建設事業について、設楽ダム工事事務所から資料1、設楽ダム関連事業出張所及び豊川水系対策本部から資料2に基づき、詳細な説明を受け、質疑応答をいたしました。全体の質問12件、要望3件。委員会報告、記載のとおりであります。

「その他」はございませんでした。

その後、現場の視察を行いました。同日10時55分から12時15分まで実施をいたしました。

場所としましては、県道瀬戸設楽線、新松戸橋、及び本体工事のJ Vの宿舍が4棟建設されましたので、視察をしてまいりました。

出席者は、設楽ダム対策特別委員会全員と、金田議長、米倉議会事務局長が参加いたしました。設楽町としましては、土屋町長はじめ関係職員。なお、職員の中で、ダムの工事を視察していただくということで、町長のはからいで職員数名が参加をいただきました。国土交通省設楽ダム工事事務所舘井所長はじめ関係職員。愛知県豊川水系対策本部、杉山本部副本部長、舟橋事務局長ほか関係されました職員。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所、池野所長はじめ関係されました職員の出席を得て、視察をいたしました。

なお、現場での質疑等におきましては、個々それぞれ質問されておりましたので、掌握はしておりません。

12時15分、現地を視察いたしまして、現場にて散会をいたしました。

以上、報告をさせていただきます。

議長 ダム対策特別委員会の委員長報告が終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、10 時 45 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午後 10 時 45 分

議長 休憩に引き続き会議を行います。

次に、日程第 32、発議第 3 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2 村松(純) 発議第 3 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」の提出につきまして、提案理由を説明させていただきます。

提出日、令和 7 年 9 月 24 日。

提出者、設楽町議会議員、村松純次。

賛成者、同じく、村松一徳。

提案理由、未来を担う子どもたちに行きとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものでございます。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第 3 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

申し遅れました。皆様に報告します。

7 番今泉吉人さん、体調不良で帰られましたので、今後の議会は欠席でお願いいたします。

遅れてすみませんでした。

議長 次に、日程第 33、発議第 4 号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2 村松(純) 発議第 4 号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の

提出につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

提出日、令和7年9月24日。

提出者、設楽町議会議員、村松純次。

賛成者、同じく、村松一徳。

提案理由、患者が支払う高額療養費の自己負担額を段階的に引き上げる見直しについては、凍結ではなく撤回を求め、当事者の方々のいのちと暮らしを守るため政府関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第4号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第4号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第34、選挙第1号「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

任期満了に伴う選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

事務局より資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

[「設楽町選挙管理委員会委員名簿 案」配布]

議長 ただいま配布しました名簿のとおり、選挙管理委員に、田口の伊藤公一さん、津具の佐々木幸一さん、田内の後藤誠さん、東納庫の金田光代さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定

めることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

ただいま、議長が指名しました選挙管理委員に、田口の伊藤公一さん、津具の佐々木幸一さん、田内の後藤誠さん、東納庫の金田光代さんが当選されました。

議長 次に、「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、東納庫の後藤禎光さん、小松の夏目正徳さん、田峯の本田一郎さん、津具の佐々木博美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

ただいま議長が指名しました選挙管理委員補充員に、第 1 順位に東納庫の後藤禎光さん、第 2 順位に小松の夏目正徳さん、第 3 順位に田峯の本田一郎さん、第 4 順位に津具の佐々木博美さんが当選されました。

任期はいずれも令和 7 年 11 月 9 日から令和 11 年 11 月 8 日までの 4 年間となります。

議長 日程第 35、議案第 69 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 69 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を説明いたしますので、資料の 8 ページを御覧ください。

本議案は、令和 3 年 9 月議会におきまして議決をいただき、策定しました、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年の過疎地域持続的発展計画、いわゆる新過

疎計画のことでありますが、この一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第8条第10項の準用規定に基づき、同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、計画の変更におきましては、計画策定の根拠規定であります同法第8条第7項に基づき、あらかじめ愛知県知事と協議することとなっており、令和7年8月29日付けで、愛知県より計画変更に関する異議なしとの回答を受けております。

このように、過疎対策事業債の借入れを予定している場合は、毎年、県との協議を進め、9月議会初日に上程する予定でありますけれども、今回、県との調整、協議に時間を要し、最終日の上程となってしまいました。申し訳ございません。

今回の変更の各対象事業につきましては、既に当初予算及び補正予算等で説明させていただき、各事業についての予算は認めていただいておりますので、それぞれの詳しい事業説明は省略をさせていただきます。

変更事項につきましては、資料46ページ以降に変更箇所対照表を添付しております。変更箇所は赤字となっております。こちらの資料は参照とさせていただき、10ページの目次で説明しますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

最初に、中段に位置しております、3番目の「産業の振興」のところですが、資料46ページの赤字に記載のとおり、観光・レクリエーションについて、町内の公共交通は町民や観光客双方にとって重要な移動手段であるが、田口バス停の待合室が老朽化しており、利用者への情報提供も十分でないため、観光客の周遊やリピーター獲得への効果が発揮しきれていない状況であります。そして、町内全てのバス路線が接続する田口バス停の待合室を改修し、デジタルサイネージによる時刻表情報等を提供することにより、公共交通の利便性を図り、観光客の周遊促進や利用者増加につなげるため、コミュニティープラザ改修事業を追加する変更であります。

次に、5番目の「交通施設の整備、交通手段の確保」のところですが、資料48から52ページに赤字に記載のとおり、町道につきましては、舗装工事1路線、維持修繕工事7路線、改修工事1路線、そして農道につきましては舗装工事1路線、林道につきましては舗装工事1路線の追加を変更するものであります。

次に7番目の、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」のところにつきましては、資料52ページから55ページに記載の、赤字に記載してあるとおりでありますけれども。

1つ目は、高齢者福祉として、福祉施設の「愛厚ホーム設楽苑」の名称を、「愛厚清嶺の風」に変更したこと。

2つ目は、児童福祉として、夏季の気温上昇や熱中症リスクの高まりに伴い、園児が安心して快適に過ごせる保育園環境の整備が課題となっておりまして、特に一部の保育園では、冷暖房設備の未整備箇所があり、園児の健康面の影響や保育の質の低下が懸念されているため、保育園の施設環境の向上を図るため、エアコン設置工事の追加変更をするものであります。

3つ目は、高齢者等の保健として、保健、福祉、母子保健など、多機能を担うしたら保健福祉センターでは、各部屋のエアコンが経年劣化により一定の性能が低下しており、施設を利用する高齢者や妊産婦、乳幼児などの健康面への影響が懸念されております。

また、当センターは災害時の救護所や指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとしての役割を担っておりますが、エアコンの機能低下により、非常時における住民の安全確保にも課題が生じておりますので、したら保健福祉センター改修事業の追加変更をするものであります。

最後に、8番目の「医療の確保」のところににつきましては、資料56ページの赤字に記載のとおり、医療対策・診療施設として、つぐ診療所のキャノピー部分から雨漏りが発生しており、応急修繕を行いました。屋根部分から、雨水の浸入により、建物内部への腐食が進むことが危惧されているため、診療機能の安定的な維持と利用者の安心・安全確保を図るため、抜本的な改修を行い、建物の耐久性を高める必要がありますので、つぐ診療所改修事業を追加変更するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第69号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第36、議案第70号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第70号「財産取得契約の締結について」を説明しますので、資料の57ページを御覧ください。

設楽町小中学校教育ICT学習用端末機器賃貸借についての機器の購入に係る契約の締結につきましては、57ページの最下段の説明に記載のとおり、賃貸借契約（長期継続契約）のうち、期間満了後に物件の所有権が町に無償譲渡されるものは財産の取得に当たると解釈されているため、設楽町議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する、予定価格700万円以上の財産の取得に該当し、一般競争入札により、財産の取得金額を1,244万2,100円として、落札者のNECキャピタルソリューション株式会社中部支店と仮契約を9月17日締結しましたので、本契約の締結に当たり議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、9月12日に2社による一般競争入札の結果、税抜1,185万7,800円の予定価格に対し、落札価格は税抜1,131万1,000円で、その落札率は95.38%でありました。

具体的な備品の内容は、資料59ページに記載のとおり、本町の小中学校の生徒に1人1台の端末iPadの機器を貸与するため、必要数量をリースする内容で発注したものであります。

そして、6年目以降は無償物件として譲渡され、町の財産として位置づけることとなります。

また、この事業に当たっての財源として、愛知県公立学校情報機器整備事業費補助金の申請を行っておりますけれども、この補助金の制度は、交付額によって請負契約額が相殺される仕組みとなっておりますので、今後、交付額の決定後、請負契約の変更が予定されておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第70号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第37、議案第71号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第71号「財産取得契約の締結について」を説明しますので60ページの資料を御覧ください。

設楽町立小中学校教職員用端末リース業務についての機器の購入に係る契約の

締結につきましては、60 ページの最下段の説明に記載のとおり、賃貸借契約（長期継続契約）のうち、期間満了後に物件の所有権が町に無償譲渡されるものは財産の取得にあたりと解釈されているため、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 700 万円以上の財産の取得に該当しますので、一般競争入札に財産取得金額を 3,338 万 9,400 円として、落札者の N T T・T C リース株式会社と仮契約を 9 月 17 日締結しましたので、本契約の締結にあたり、議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、9 月 12 日に 3 社による一般競争入札の結果、税抜 3,168 万 3,450 円の予定価格に対し、落札価格は税抜 3,035 万 4,000 円で、落札率は 95.80%であります。

具体的な備品の内容は、資料 62 ページに記載のとおり、ファイルサーバー 5 台とノートパソコン 91 台のリースの更新を行う内容で発注したものであります。

なお、先ほどと同様、6 年目以降は無償物件として譲渡され、町の財産として位置づけることとなります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 7 1 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 62 ページの数量及び設置場所の一覧表があるんですけども、全体として 3,000 万の契約になるんですが、ファイルサーバーとノート型パソコンの内訳は、金額になっているんでしょうか。それぞれ教えてください。

教育課長 ファイルサーバー 5 台の金額は、ファイルサーバーの一式の金額は、135 万となっております。それ以外がパソコンに係る費用になります。セキュリティーなど、セキュリティー機器や、ソフトウェア、アクセスポイントの経費なども入っております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

2 村松(純) 関連で、今のところで、135 万というのは、5 台ですか、1 台ですか。

教育課長 5 台分となります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 7 1 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 7 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第 38、議案第 72 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 72 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 63 ページを御覧ください。

設楽町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、先日の 9 月定例会初日に設楽町下請等共同作業所条例の廃止を上程しましたが、この施設の廃止に伴い、設楽町使用料条例に影響が生じることを失念しておりました。9 月定例会最終日に改めて上程させていただくものであります。

条例改正内容につきましては、使用料条例別表第 1 で規定している下請等共同作業所の項を全て削除する改正であります。

議会の上程が遅くなり、申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 山口 資料を添付させていただいておりますけど、金額のところですね。これ、もう少し分かりやすくやっていただかないと。3,030 千かなと、思いませんが、3,300 円だと思いますけど。

(発言する者あり)

7 山口 ああ、下にゼロがあるのか。ごめんなさい。ちょっと分かりづらかったものですから、横にすればいいじゃないかなと。見る人が分かりやすくやっていただくといいかなと思っただけで。幅の問題かと思いますが。ゼロを見落としまして、すみません。

以上です。割愛していただいて、結構です。

議長 ほかに質疑はありますか。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 72 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 39、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をする
ことに、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続
調査をすることに決定いたしました。

議長 日程第 40、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題と
します。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手
元にお配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調
査をするに、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会
中に継続調査をするに決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和 7 年第 3 回設楽町議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 14 分